

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成23年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	32人	48.2歳	286,300円	334,700円	-	-	-	-
学校給食員	12人	44.8歳	278,600円	311,100円	調理師	43.3歳	272,100円	1.14
自動車運転手	2人	42.0歳	272,600円	315,472円	自家用乗用自動車運転者	58.6歳	230,600円	1.37
その他	18人	51.0歳	293,100円	353,544円	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年～21年の3年平均) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
全体	人	人	人	人	2人	2人	8人	2人	5人	5人	8人	人
学校給食員					2	1	5		1	1	2	
自動車運転手						1			1			
その他							3	2	3	4	6	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

イ 手当

技能労務職員に係る特殊勤務手当はなし。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(56歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

基本的には、退職者不補充とし、必要な業務については、民間委託や期間限定での臨時的任用で対応等を検討して行く。給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適正な運用をして行く。

3 具体的な取組内容

平成17年度に技能労務職に係る特殊勤務手当を見直し、全部廃止を行った。

今後、他の地方公共団体や民間との比較を行う中で、総合的な見直しと点検をして行く。

4 その他

技能労務職は退職者不補充であるため、今後は業務については、民間委託や臨時的任用で対応等を検討して行く。